

身体障害者補助犬法の同伴拒否は禁止されており、 不当な差別的取り扱いとなります。

「身体障害者補助犬」の使用にかかる法律

「身体障害者補助犬法」

不特定多数が利用するスーパー、レストラン、ホテル、病院、公共交通機関、公的施設などでは、補助犬同伴の受け入れが義務付けられています。補助犬使用者が補助犬とともに安心して社会参加できることを定めています。

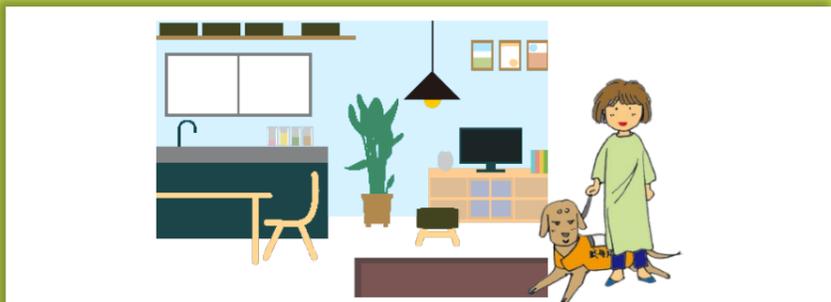


「障害者差別解消法」

障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めています。令和6年4月、「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務化されました。

○合理的配慮の提供

障害のある人が社会にあるバリアを取り除いてほしいと求めたとき、公共機関や事業者等は負担が重すぎない範囲で「バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応」をしなくてはなりません。(下の例のように、聴導犬同伴に適した席への誘導も合理的配慮のひとつとされています)



合理的配慮の提供例

聴導犬を同伴してカフェに入店。スタッフは聴導犬を見て、聴覚障害があると気づいたのか、マスクを外し、身振りと言葉を交えて対応してくれた。犬が足元に伏せられるような席を希望したところ、広めの席に案内された。その際、隣の人にも聴導犬が来ることを伝えてくれたのか、隣の人も快く会釈してくれ、気持ちよくお茶ができた。



※合理的配慮の提供の義務化について (内閣府HP)



↑もっと知って補助犬part1



↑もっと知って補助犬part2



↑もっと知って聴導犬

補助犬との暮らしを考えてみませんか？

補助犬は、障害者の目となり、耳となり、手足となって、使用者の自立と社会参加をサポートします。

「身体障害者補助犬」とは？



- 身体障害者補助犬（以下、補助犬）とは、目や耳、手足に障害のある方をサポートする盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。
- 身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）に基づき、必要な訓練・認定を受けており、使用者は補助犬の健康管理・行動管理をしっかりと行い、社会のマナーを守り、清潔にしています。
- 補助犬法によって、公的施設や不特定多数の人が利用する施設では補助犬同伴の受入が義務付けられています。
- 使用者は補助犬の認定証を所持し、補助犬であることを示す表示（犬種・認定番号・認定年月日等）を身につけています。

聴導犬は、音を聞き、知らせます

聴導犬との暮らしとは？

聴導犬は、あなたに必要な生活音を知らせてくれます

聴導犬は、聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。

- 玄関チャイムの音
- 電話やメールの着信音
- お湯が沸いている音
- 赤ちゃんの泣き声
- 車のクラクション

などの音を聞き分け、聴覚障害者に知らせます。



多くの聴導犬ユーザーが「安心して社会生活できる」と効果を感じています

聴導犬ユーザーへのアンケート結果では、「いつでもどこにいても何をしても音を伝えてくれる聴導犬がいることで、生活の不安がかなり軽減された」「聴導犬と外出することで、聞こえないことに気づいてもらえ、必要なサポートを受けられた」などの声が挙がりました。多くのユーザーが「聴導犬がいることで前向き思考となった」と感じています。

知ってください、聴導犬との暮らし

聴導犬と暮らすことで安心した生活や自立、社会参加をしたいと考える方、ぜひ積極的に聴導犬との暮らしについて知ってください。厚生労働省では年数回、補助犬への理解啓発イベント「ほじょ犬ってなあに」を行なっています。

聴導犬を希望してから、認定を受けるまで

聴導犬との新しい暮らしで自立と社会参加をしたいと考えている方、ぜひ積極的に介助犬との暮らしについて知ってください。まずは、育成補助事業を行っているお住まいの自治体や訓練事業者に相談してみましょう。

身体障害者手帳を取得する必要があります

相談

自治体や訓練事業者に「聴導犬を使用したい」と相談します。

申請

助成の申請をして、自治体による審査が行われます。

自宅訪問

訓練事業者の職員が自宅をご訪問して日常生活、障害の内容、ニーズ等を確認します。

合同訓練

パートナーとなる犬と実際に生活をともにし、動作が適切に行えるよう学びます。ほとんどの場合が訪問型で、リハセンターに入所する場合もあります。

認定申請

厚生労働大臣が指定した法人による認定審査

認定

継続指導

訓練事業者、指定法人による継続的なフォローアップ（必要に応じた再訓練の義務あり）

※一例ですので、詳細は各訓練事業者にお問い合わせください。

聴導犬訓練事業者一覧
(第二種社会福祉事業届出状況一覧)は、以下のQRコードから見るができます。



聴導犬について Q&A

犬を飼ったことがなく世話が心配です

パートナーとなる聴導犬の世話は基本にご自身で管理していくことになります。食事、排泄、適度な運動、ブラッシングなどの衛生管理、健康診断などが必要となりますが、家族や周囲の人の協力を得ながら行うことも可能です。犬を飼ったことがない人にとっては特に不安は多いかもしれませんが、合同訓練では、犬との暮らし、世話の仕方などについても訓練士に教わり、相談することによって、その不安を取り除いていくことが大切です。

飲食店などでは、入店拒否が心配です

聴導犬は犬種が様々で小型犬も活動しているためペットと間違えられることがあります。補助犬法で不特定多数が利用する施設や公共施設等は同伴拒否を禁止しています。法律での位置付けについて説明をするほか、自治体に窓口がありますので、相談するとよいでしょう。また、厚生労働省や訓練事業者作成のリーフレットなどの活用もよい方法です。



排泄物の処理はどうしたらいいでしょう

犬は1日にうんちが1~2回、おしっこが3~6回くらいが一般的です。指示された時間と場所でするように訓練されています。

職場への同伴が受け入れられるか心配です

店舗への受入等と同様、一定規模以上の職場でも同伴拒否は補助犬法で禁止されています。補助犬は走り回ったり、毛を飛ばしたり、吠えたりすることなく、おとなしく待っているよう訓練されていることを、実際に職場の皆さんに見ていただき、理解していただくことが重要です。どうしても難しい場合には、聴導犬の待機場所の設置の工夫などを提案してみるのもよいでしょう。また、より良い勤務のスタイルを見つけ出すために訓練事業者にも相談し、サポートをお願いするのもよいでしょう。

訓練や飼育にはどのくらいの費用がかかるのでしょうか？

聴導犬の使用には、犬の訓練費用と使用のための自己負担費用の大きく2つがかかります。

聴導犬を使用する場合、**無償貸与**となることがほとんどです。

これは、訓練事業者が都道府県の助成制度や賛同する企業や個人の皆さんからの寄付金によって訓練費用を賄っているからです。

その他に、補助犬使用のための自己負担費用は以下があります。

- 訓練時諸経費（宿泊費、交通費などは自己負担となる場合があります）
- 飼育費用 約15万円/年（エサ、ペットシーツ、シャンプーなど）
- 医療費 約6万円/年（狂犬病予防接種、混合ワクチン、フィラリア予防薬、ノミダニ予防薬、定期健康診断）

※補助犬の医療費の助成制度のある自治体もあります。